

農地法第3条の下限面積について

東庄町農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の下限面積設定について、東庄町の区域の全部で別段面積を定めず、都府県の基準の50アールとする。

理由

2010年農林業センサスで、管内の農家で100アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の5割を超えているため並びに管内の耕作放棄地率は10%と低い現状であるため。